

その他 1

美唄市青少年センター設置規程を廃止する規程

美唄市青少年センター設置規程(昭和 58 年教育委員会規程第 5 号)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## その他 1 参考資料 1

### 美唄市青少年センター設置規程

(昭和 58 年 4 月 1 日教育委員会規程第 5 号)

改正 平成元年 3 月 31 日教育委員会規程第 2 号 平成 6 年 4 月 1 日教育委員会規程第 10 号  
平成 7 年 4 月 1 日教育委員会規程第 2 号 平成 31 年 3 月 28 日教育委員会訓令第 4 号  
令和 3 年 4 月 1 日教育委員会規程第 3 号 令和 8 年 3 月 27 日教育委員会訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 青少年の指導に係る機関、団体が連絡調整し、青少年の健全な育成を助長するとともに、有効適切な指導を行うために、美唄市青少年センター(以下「センター」という。)を美唄市教育委員会生涯学習課に設置する。

(業務)

第 2 条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 関係機関、団体の連絡調整
- (2) 街頭指導
- (3) 相談指導
- (4) 事後指導
- (5) その他必要な事項

(運営委員会)

第 3 条 センターの円滑な運営を図るため、青少年センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第 4 条 委員会は、次の事項について教育委員会の諮問に応じ、又は意見を具申するものとする。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) センターの業務計画に関すること。
- (3) その他必要な事項

(委員)

第 5 条 委員会の委員は、美唄市青少年問題協議会条例施行規則(昭和 36 年規則第 11 号)第 5 条に規定する指導専門委員をもってこれに充てる。

2 委員の任期は、美唄市青少年問題協議会委員及び専門員の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長、副委員長各 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長ともに事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 7 条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(青少年指導員)

第 8 条 第 2 条の業務を行うため、青少年指導員及び青少年専任指導員を置き、教育委員会がこれを委嘱する。

- 2 青少年の指導にあたっては、別に定める美唄市青少年指導要領に基づいて指導する。

(職員)

第 9 条 センターに所長及び事務職員を置き、教育委員会がこれを任命する。

- 2 所長は、センターの業務を統括し、事務職員は所長の命により事務を行う。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 美唄市青少年指導センター設置規程(昭和 44 年訓令第 3 号)は、廃止する。

附 則(平成元年 3 月 31 日教育委員会規程第 2 号)

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 1 日教育委員会規程第 10 号)

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 4 月 1 日教育委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日教育委員会訓令第 4 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日教育委員会規程第 3 号)

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 3 月 27 日教育委員会訓令第 1 号)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。